

亀山市告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成28年1月20日

亀山市長 櫻井 義之

1 変更があった地縁による団体の名称

川崎町堂坂自治会

2 変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

変更前 中島 弘文

亀山市川崎町2924番地1

変更後 馬路 康郎

亀山市川崎町2976番地3

3 変更の年月日

平成28年1月10日

4 変更の理由

任期満了による